

アップル・インクによるアウトリンクの禁止行為と独占禁止法

【文 献 種 別】 事件審査／公正取引委員会

【裁判年月日】 令和 3 年 9 月 2 日

【事 件 名】 アップル・インクに対する独占禁止法違反被疑事件の処理について

【裁 判 結 果】 審査打ち切り

【参 照 法 令】 独占禁止法 3 条・19 条

【掲 載 誌】 公取委ホームページ

名古屋大学教授 林 秀弥

事実の概要

アップル・インク（以下、「アップル」という）が、iPhone 向けのアプリケーションを掲載する App Store の運営に当たり、App Store Review ガイドライン（以下、「ガイドライン」という）に基づき、デジタルコンテンツの販売等について、アプリケーション（以下、「アプリ」という）を提供する事業者（以下、「デベロッパー」という）の事業活動を制限している疑い等があったことから、公正取引委員会（以下、「公取委」という）により、アップルに対して、平成 28 年 10 月以降、独占禁止法による審査が行われた。

アップルは、自社のガイドラインに基づき、デベロッパーがアプリ内でデジタルコンテンツの販売等をする場合、アップルが指定する課金方法（以下、「IAP」という）の使用を義務付けている。これに加え、アップルは、消費者を IAP 以外の課金による購入に誘導するボタンや外部リンクをアプリに含める行為（以下、「アウトリンク」という）を禁止している。このアウトリンクの禁止が本件で問題となった行為（以下、「本件行為」という）である。

審査結果

公取委は、本件行為について、IAP 以外の課金による販売方法を十分に機能しなくさせたり、デベロッパーが IAP 以外の課金による販売方法を用意することを断念させたりするおそれがあるとし

て、独占禁止法上問題となりうると判断し、本件審査を行ってきた。

公取委のこの審査の過程で、アップルから、関連するガイドラインの規定を改訂して、音楽配信事業等におけるリーダーアプリ（ユーザーがウェブサイト等で購入したデジタルコンテンツを専ら視聴等することに用いられるアプリのこと）についてアウトリンクを許容する等の改善措置の申出がなされた（以下、「本件改善措置」という）。このため、公取委において、独占禁止法の疑いを解消するものと認められたことから、今後、アップルが改善措置を実施したことを確認したため、本件審査は終了した。

解説**一 本件の背景**

本件は、途中で審査が打ち切られたため、独占禁止法違反の有無が最終的に判断されたものではないが、近時、市場規模の伸張が著しいスマートフォン向けコンテンツ配信事業（音楽、動画、電子書籍等）において¹⁾、アップルによる本件行為が是正された意義は大きい。我が国におけるスマートフォンの出荷台数は年間 3000 万台を超えており、このうち Apple Japan 合同会社の出荷する iPhone の占める割合は 46.5%に上っており²⁾、かつ、iPhone は、アップルの自社アプリストア・プラットフォームである App Store からでないと、アプリをダウンロードすることができない。このような外部からは閉ざされた支配的プラット

フォーム³⁾の中で、IAPの使用が義務付けられ、アウトリンクが禁止されると、iPhoneユーザーはIAPによるコンテンツの販売方法（以下、「IAPによる販売ルート」という）にロックインされることになり、デベロッパーはそれ以外での課金方法（以下、「IAP以外の販売ルート」という）によるコンテンツ販売が遮断されることになる。これにより、アップルが設定するアプリ取引の手数料に関する価格維持のおそれが大きくなる。現にアップルは、IAPを使用した売上げの15又は30%を手数料として徴収しており、この手数料率自体は本件では問題視されていないが、米国ではそれ自体が反競争的であるとして、民事訴訟にもなっている⁴⁾。

二 本件行為の競争制限性

1 販売ルート間競争の制限

そもそも音楽等のデジタルコンテンツにおいては、著作権料等が販売価格の6割から7割を占めていると指摘されており⁵⁾、音楽配信事業等における著作権料等の負担は大きい状況にある。このため、デベロッパーの努力によっては投入物の費用を下げるのが難しい状況にあり、それに加えて、上述のような高い料率の手数料が課されると、アプリ内でのIAPによる販売ルートだけでは、コンテンツの価格競争がきわめて起きにくい状況にある。アウトリンクの禁止により、人為的に、IAP以外の販売ルートを遮断して、IAPによる販売ルートとIAP以外の販売ルートとの間の競争を制限したことが本件行為の主たる競争上の問題点である⁶⁾。そのような販売ルート間競争の制限によって川下でのコンテンツの価格維持効果が生じるおそれがある。

この点で参考になるのが、担当官解説（文末注5）参照）も挙げる東洋製罐事件⁷⁾である。この事件では、食缶製造分野で56%のシェア、支配下の企業を含めると74%を占める東洋製罐が食缶の一部について自己製造を図る缶詰製造会社に対して、自家製造不能の缶を供給停止することを予告して自家製缶の開始を中止させたことが私的独占（独占禁止法（以下、単に「法」という）2条5項）にいう「排除」に該当するとされた。自家製缶業者が食缶製造分野に参入すれば競争が活発

になるはずであったが、排除により新規参入を阻止することによって、東洋製罐の食缶製造分野における市場支配力が維持されたことが問題であった。いわば支配的シェアを有する事業者が、自家製缶ルートを遮断することにより、自社ルートでの販売方法のみに限定したことが、相手方の取引の機会を制限するものといえ、本件行為と共通した構図である。

2 私的独占の該当可能性

(1) 一定の取引分野

本件にかかる公取委の公表文では、本件行為が独占禁止法違反の疑いがあるものとして、法3条（私的独占）又は一般指定12項（拘束条件付取引）を、想定される適用法条として挙げている。おそらく拘束条件付取引については、本件行為がそれに該当しうるのは問題ないところであろう。

次に私的独占についてはどうか。これについては、「一定の取引分野における競争の実質的制限」（法2条5項）をどのように認定するかが問題となる。この点について参考となるのが、前掲の米国Epic事件（文末注4）参照）である。この事件は、オンラインゲームの配信制限に関する民事訴訟である点等、本件とは事案を異にするものの、本件と同様、アップルによるアウトリンクの禁止行為等が問題とされており、参照に値する。

関連市場（一定の取引分野）について、Epic事件では、原告のEpic GameはiOS市場（foremarket）が画定されたとした上で、iOSアプリ配信に関するアフターマーケット（iOSを通じたアプリ内でのデジタルコンテンツ配信にかかる市場）とiOSアプリ内の支払い処理（IAP）にかかるアフターマーケットが画定されるべきであると主張した。もしこのような市場が画定できるのであれば、かかる市場でのアップルの独占的地位の認定や、アウトリンクの禁止による競争の実質的制限（市場支配力の維持）は容易に認定されよう。しかし、IAPは、単なる課金決済システムにとどまるものではなく、セキュリティシステムでもある。IAPは、デジタル取引を追跡・認証した上で、これらの取引に対する適切な手数料を算定し徴収するための包括的なシステムであり、またそれ自体独立して取

引の対象となっているわけでもない。このことから、iOS 内の IAP のアフターマーケットを画定するのは困難であろう。

一方、iOS (App Store) を通じたアプリ内でのデジタルコンテンツ配信にかかる取引分野についてはどうであろうか。これについては、まず、iOS とそれ以外の OS (アンドロイド等) との間の需要・供給面での代替性を検証しなければならない。これらの検証には、①消費者(ユーザー)はいったん iOS デバイスを購入すると、スイッチング・コストが高すぎて乗り換えられない(ロックインされる)かどうか、②デベロッパーが、iOS とアンドロイド OS の両方にマルチホーミングできる(している)かどうか、③ App Store の代替的プラットフォームは現実に存在するか、といった事実面での検証が含まれる。また、デジタルコンテンツにモバイルゲームが含まれるかどうかも検証しなければならない。この点について本件では、モバイルゲームの分野について何ら判断を行ったものではないため、これを一定の取引分野に含めるのは適当ではなかろう。また Epic 事件では、モバイルゲームとそれ以外のコンテンツとの間には有意な需要・供給面での代替性の断絶があり、モバイルゲーム取引は独特な特徴をもつ独立した市場であるとされている。これらの事実面での検討を行った上でないと、本件において iOS (App Store) を通じたアプリ内でのデジタルコンテンツ配信にかかる取引分野を断定的に画定することはできないが、いずれにせよ、私的独占においては、一定の取引分野を画定し、本件行為による競争の実質的制限を判断することが不可欠となる。

(2) 競争の実質的制限

本件の場合、ライバルの費用を増大させることにより自己に有利に価格を引き上げることのできる力が問題となる。よりよい商品・役務をよりよい取引条件で提供するという形ではなく、ライバル費用を人為的に引き上げるといって本件行為を行っている。すなわち、アップルは、自らもデジタルコンテンツの販売等を行っているところ、IAP 以外の販売ルートを遮断することにより、ライバルであるコンテンツ販売事業者の販売費用を引き上げたと見ることができる。本件行為により、競争水準を超える価格設定を可能たらしめるかの

ような戦略的地位が生じており、この段階で、競争の実質的制限があったといえる。

本件の場合、既存ライバルを市場から駆逐したり、新規参入を阻止するといった、典型的な独占維持行為とはやや異なった競争制限効果の発生機序を伴っている。すなわち、本件行為により IAP を強制されることにより限界費用が上昇したライバルは、支配的企業の活動に競争的抑制を加えることができなくなるという形で生じる反競争効果である。寡占市場で、アップルのような支配的企業がかような戦略をとれば、競争水準を超えた価格設定(手数料の高さ等)の余地が広がることは容易に見えてとれよう。

3 不透明な審査基準と「リジェクト」

(1) 拘束の実効性確保手段としての「リジェクト」

本件では、アップルが、特定のデベロッパーを排除するなど独占禁止法上不当な目的を達成するために、App Store の運営事業者として、不透明な審査基準を用いるなどして当該デベロッパーのアプリをリジェクト、すなわち、アップルが、ガイドラインを遵守していないと判断したアプリは App Store への掲載を行うことができないとしたことも問題となっている。このような行為は、排除(法2条5項)又は拘束(一般指定12項)の実効性確保手段として有効である。また公取委は、本件の公表文の中で、不当な目的でなくともアプリがリジェクトされることや App Store から削除されることは、デベロッパーの事業活動に大きな影響を与えるものであり、ガイドラインの記述やリジェクトの理由が不明確であることは、デベロッパーの事業活動上の予見可能性を損ない、新規参入や投資を制限する効果を与えるものであり、競争に悪影響を与える可能性があるとしている。アップルは、IAP による販売ルートという一定の販売方法を満たしたデベロッパーにのみ App Store へのアプリの掲載を認めることを前提として、IAP 以外の販売ルートを禁止する形で販売方法を拘束していた。このような拘束は正当な理由がない限り、流通段階での競争を制限するおそれがある。この意味で、本件行為は、一種の閉鎖的流通システムの構築とも評価できる。すなわち、

アップルが IAP による販売ルートに販売形態を限定するために、それを行うことが保証されたデベロッパーにのみ商品（デジタルコンテンツ）が提供されるようにする流通形態をとるものである。

(2) 正当な理由の有無

では、本件行為に正当な理由はあるといるだろうか。考えられる合理的な理由として、セキュリティの保護が挙げられる。前述のように IAP は単なる課金システムではなく、マルウェアの侵入を防ぎ、顧客のプライバシーや信用・認証情報等を保護するといったセキュリティの確保手段としても一定の役割を担っている。そのために IAP による販売ルートが必要だという議論である。確かに、このようなセキュリティの保護はそれなりの合理的な理由があると考えられる（前出の Epic 事件でも IAP がこのようなセキュリティの確保に有用であることは裁判所により一定程度認められている）。ただし、仮にこのようなセキュリティ上の合理的理由が認められたとしても競争制限効果の立証は可能であろう。すなわち IAP の義務付けやアウトリンクの禁止によらずともセキュリティの確保は可能であり、競争制限的でない他にとりうる手段が可能であると考えられるからである。

三 本件改善措置について

本件は、前述のように、アップルが、音楽配信事業等におけるリーダーアプリについてアウトリンクを許容することを申し出た。公取委は、これにより、デベロッパーは、リーダーアプリを活用することで、自らのウェブサイトへのリンクなどを表示することができるようになり、IAP 以外の販売ルートの提供が妨げられる懸念が解消されるとして、本件審査を終了し、正式な措置をとらなかった。この申出は、日本の公取委に対してなされたものであるが、Apple はこの改善措置を、App Store で公開されている世界中のすべてのリーダーアプリに適用するとしている⁸⁾。この意味で本件は、事案自体は単なる審査打ち切りではあるが、そのもたらしたインパクトは大きいものであり、その意味で、公取委は「名を捨てて実をとった」とも評価できるかもしれない。

ただし、この改善措置の実効性が確保されているかどうかについては継続的なモニタリングが必

要であると思われる。アップルの本件に関する前掲プレスリリース（文末注 8）参照）によると、「ユーザーがアカウントを設定および管理できるように、そうしたアプリケーションのデベロッパが自社ウェブサイトへのリンクを『1 つ』設置できるようにすることで」公取委と合意したと述べている（強調・引用者）⁹⁾。しかし、公取委の本件に関する報道発表資料には、アウトリンクは「1 つ」設置すればそれでよいとは書かれていない。アウトリンクを「1 つ」設置するというのは本件改善措置の最低限の要請であって、それで十分かどうかは疑問の余地なしとしない。

いうまでもなく、審査打ち切りは将来にわたって正式措置をとらないことを法的に保障するものではない。本件改善措置が骨抜きになっていないかどうか、公取委には不断に監視する責任が求められる。

●——注

- 1) インターネットを通じて行われる音楽配信事業、電子書籍配信事業及び動画配信事業の各分野の市場規模は、それぞれ 783 億円、4569 億円、3200 億円である。経済産業省「令和 2 年度産業経済研究委託事業（電子商取引に関する市場調査）」（令和 3 年 7 月）69 頁。
- 2) 公取委「携帯電話市場における競争政策上の課題について（令和 3 年度調査）」（令和 3 年 6 月）69 頁。
- 3) このような外部から閉ざされたプラットフォームを称して、しばしば「壁で囲われた庭（walled garden）」と形容されることがある。
- 4) Epic Games v. Apple, 493 F. Supp. 3d 817 (N.D. Cal. 2020)（以下、「Epic 事件」という）。
- 5) 吉川泰宇ほか「アップル・インクに対する独占禁止法違反被疑事件の処理について」公取 853 号（2021 年）69 頁脚注 9（以下、「担当官解説」という）。
- 6) 前掲「担当官解説」では、販売ルート間競争も「観念し得る」として本件事件審査の過程で検討したとしている。「担当官解説」71 頁脚注 11。
- 7) 昭和 47 年（勸）第 11 号、昭和 47 年 9 月 18 日審決集 19 巻 87 頁。
- 8) アップルによる 2021 年 9 月 21 日付けプレスリリース（<https://www.apple.com/jp/newsroom/2021/09/japan-fair-trade-commission-closes-app-store-investigation/>（2021 年 12 月 27 日閲覧））を参照。
- 9) 前注の URL を参照。

●——本件評釈

菅野みずき「アプリ提供者に対する拘束条件付取引等が問題となった事例」ジュリ 1566 号（2022 年）6 頁